平成25年(厚)第460号

平成26年2月28日裁決

#### 主文

- 1 後記「理由」欄第2の2記載の原処分の うち、厚生労働大臣が再審査請求人に対し、 国民年金法による障害基礎年金を支給しな いとした部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

## 理由

## 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下 「国年法」という。)による障害基礎年金 及び厚生年金保険法(以下「厚年法」とい う。)による障害厚生年金(以下、併せて 「障害給付」という。)の支給を求めるとい うことである。

## 第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、 慢性腎不全(以下「当該傷病」という。) により障害の状態にあるとして、初めて 医師又は歯科医師の診療を受けた日(以 下「初診日」という。)を平成○年○月 ○日とし、厚生労働大臣に対して、いわ ゆる事後重症による請求として、障害給 付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(慢性腎不全の原因である糖尿病)の初診日が平成〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由で、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、本件裁定請求が、当該傷病による障害を支給事由とする障害給付の請求であることは、

「年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)」により行われていることから明らかであるところ、原処分は、請求人の障害給付の裁定請求に対しこれを却下したのであるから、その理由は、請求人の当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)が、請求人が厚生年金保険の被保険者であった期間(以下「厚年期間」という。)中にあることが認められないこと(このことは、原処分通知書に明示されている。)と、請求人が国年法の規定する障害基礎年金の受給更件を満たしていないこと(このことは原処分通知書に明示されていない。)をもその理由とするものと解される。

3 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し再審査請求をした。

# 第3 当審査会の判断

- 1 障害厚生年金を受けるためには、① 対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の 傷病に起因する場合は当該他の傷病。以 下同じ。)に係る初診日において厚生年 金保険の被保険者であったこと、② 保 険料納付等に係る所定の要件(以下「保 険料納付要件」という。)を満たしてい ること、及び③ 当該障害の状態が、基 準となる時点(本件の場合は裁定請求日) において、障害等級3級以上に該当して いることが必要とされる。
- 2 本件の場合、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日がいつかであり、当該初診日において、請求人が厚生年金保険の被保険者であった者に該当すると認められた場合には、第2に、保険料納付要件を満たしているかどうかであり、第3に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当すると認め

られるかどうかである。そして、第1の問題点が否定的に判断される場合は、請求人が障害基礎年金の受給要件を満たしていないと認められるかどうかが問題となる。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されるとされている。

3 最初に本件初診日がいつと認められる かについて検討する。

初診日に関する証明資料は、国年法及 び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、 初診日を障害給付の受給権発生の基準と なる日と定めている趣旨からいって、直 接診療に関与した医師又は医療機関が作 成したもの、又はこれに準ずるような証 明力の高い資料(以下、これらの諸要件 を満たすと認められる資料を、便宜上、 「初診日認定適格資料」という。)でなけ ればならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の 程度を認定するためのより具体的な基準 として、社会保険庁により発出され、同 庁の廃止後は厚生労働省から発出したも のとみなされて、引き続き効力を有する ものとされ、当審査会も障害の認定及び 給付の公平を期するための尺度として、 この認定基準に依拠するのが相当である と考えている「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」(以下「認定基準」とい う。) の「第1 一般的事項」には、「初 診日とは、障害の原因となった傷病につ いて初めて医師又は歯科医師(以下「医 師等」という。) の診療を受けた日をい うとされているが、具体的には、① 初 めて診療を受けた日(治療行為又は療養 に関する指示があった日)、② 同一傷 病で転医があった場合は、一番初めに医 師等の診療を受けた日、③ 健康診断に より異常が発見され、療養に関する指示 を受けた場合は、その健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因 果関係があると認められる傷病があると きは、最初の傷病の初診日が、それぞれ 初診日となると解され、「相当因果関係 がある」とは、ある行為(事象)からそ のような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為(事象)とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、そのような考え方に立って、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病(負傷は含まれない。)がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係がありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱うものとするのが相当である。

このような観点から本件をみるに、当 該傷病の原因としての糖尿病は当該傷病 と相当因果関係にある同一傷病と捉える ことが相当であるところ、本件において 初診日認定適格資料として取り上げられ るべきものは、① a病院(以下「a病院」 という。)・A医師作成の平成○年○月○ 日現症に係る同日付診断書(以下「本件 診断書」という。)、② b病院(以下「b 病院」という。)・B医師作成の平成○年 ○月○日付受診状況等証明書、③ c病 院(以下「c病院」という。)・C医師作 成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明 書、④ 請求人に係る身体障害者手帳の 写し、⑤ d 大学 f 学部校医・D医師作 成の平成〇年〇月〇日付健康診断票、⑥ g病院・E医師が作成した健診年月日を 平成○年○月○日とする健康診断個人票 (雇入時)、⑦ h病院(以下「h病院」 という。)の外来診療に係るコンピュー タ記録、⑧ i保健所・F医師が作成し た健診年月日を平成○年○月○日とする 健康診断個人票(雇入時)があり、これ らをおいて他にはないところ、これら各 資料(以下「資料①」などという。)を みると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該 傷病が掲げられた上で、初めて医師の診 療を受けた日を「平成〇年〇月〇日 本 人の申立て(〇年〇月〇日)」、傷病の原 因又は誘因は、「糖尿病 初診年月日(平 成〇年〇月〇日)」、既存障害及び既往症 は、ともに「なし」、傷病が治ったかど うかは「治っている場合」として、「治っ た日 平成〇年〇月〇日 確認」と記載

され、診断書作成医療機関における初診 時所見の初診年月日は、「平成〇年〇月 ○日」とされ、「他院にて糖尿病及び糖 尿病性腎症の診断で通院加療されてい たが、定期検査にて腎機能の低下と呕 気、食欲低下等尿毒症々状が認められた ため、血液透析導入目的で紹介来院され た。」と記載されている。資料②は、当 時の診療録より記載したものとした上 で、傷病名は「糖尿病、高脂血症」、発 病年月日は「不詳」、傷病の原因又は誘 因は「不詳」、発病から初診までの経過は、 「健診で指摘され、当院受診。」、初診年 月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月 日は「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰 は「転医」、初診より終診までの治療内 容及び経過の概要は、「食事指導、投薬 で血糖コントロールを行っていた。」と されている。資料③は、当時の診療録よ り記載したものとした上で、傷病名は「慢 性腎不全」、発病年月日は「平成○年○ 月〇日」、傷病の原因又は誘因は「糖尿 病、高血圧」、発病から初診までの経過 は、「糖尿病は20代半ばで発症してい たと推定される。経口血糖降下剤で治療 されていたが血糖コントロール不良状態 が長期に及んでいた。初診時のHbA1 は9.4%であった。腎症は第3期B。」、 初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終 診年月日は「平成○年○月○日」、終診 時転帰は「転医」、初診より終診までの 治療内容及び経過の概要は、「血糖コン トロール不良状態が続き腎機能も次第に 悪化していった。平成○年からはインス リン治療を導入しコントロールは改善に 向かった。平成○年春には血圧も上昇し 降圧剤を開始した。同年秋には血清クレ アチニンが23超で慢性腎不全と診断し た。平成〇年〇月より他院で透析療法導 入となった。」とされている。

資料④は、平成〇年〇月〇日に交付され、障害名は「糖尿病性腎症によるじん臓機能障害(身辺活動困難)」、身体障害者等級表による級別は「1級」とされている。

資料⑤によると、証明日は「平成○年 ○月○日」、その他の疾病及び異常の有 無、既往症は「異常なし」、尿検査は「糖 (#) 蛋白(#) ウロビリノーゲン(±)」 とされており、総合判定欄には、「検査 中」とされ、余白に、「検査の結果:糖 尿病(食事療法で減量指導あり、父親も 糖尿病で食事制限している。父方の兄弟 5人中、2人はインシュリン注射に依存 している)→入社時に病気悪化し出社出 来ない場合は、関係者協議の上、内定取 消もあることを申し渡した G」と付記 されている。

資料⑥によれば、健診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされているが、聴力の項目以外の検査結果は記載されていない。

資料⑦によれば、「糖尿病 高脂血症」の開始日は「平成〇年〇月〇日」、「腎機能低下の疑い」の開始日は「平成〇年〇月〇日」とされている。

資料®は、審査期日において、請求人が当審査会に提出したものであり、健診年月日は「○年○月○日」、尿検査の結果は、「糖 ±」と記載されている。

以上の資料からみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付のd大学の健康診断検査結果において、糖尿病と診断されており、平成〇年〇月〇日からは、h病院を、「糖尿病、高脂血症」で受診したことが認められる。また、平成〇年〇月〇日、b病院を「糖尿病、高脂血症」で受診し、血糖コントロールを行い、同〇年〇月〇日には、c病院を「慢性腎不全」で受診し、同病院で、糖尿病・高血圧が当該傷病の原因・誘因とされている。同月〇日には、h病院を受診し、「腎機能低下の疑い」とされたことが認められており、その後、平成〇年〇月〇日にa病院を受診し、同月〇日から血液透析を開始した。

これらの経過を考慮すると、当該傷病 の初診日は、健康診断で糖尿病を指摘された平成〇年〇月〇日であり、同日を本 件初診日と認めるのが相当である。そう すると、「被保険者記録照会回答票(資 格画面)」及び「被保険者記録照会(資格・納付Ⅲ)」により、本件初診日は、請求人の国民年金の被保険者期間内にはあるが、厚生年金保険の被保険者期間内にはないから、障害厚生年金を受給することはできない。

4 次に、請求人が障害基礎年金を受給で きる要件を満たしていないかどうかにつ いて検討する。20歳到達日後に初診日 のある傷病による障害について、事後重 症請求による障害基礎年金を受給するた めには、①初診日において、国民年金の 被保険者であるか、国民年金の被保険者 であった者であって、日本国内に住所を 有し、かつ、60歳以上65歳未満であ ること、② 上記第3の1の②の保険料 納付要件を満たしていること、③ 当該 **障害の状態が、基準となる時点(本件の** 場合は裁定請求日) において、障害等級 2級以上(障害の状態が、国年法施行令 (以下「国年令」という。) 別表に掲げる 程度) に該当していることが必要とされ る。請求人は、本件初診日において、国 民年金の被保険者であり、「被保険者記 録照会(納付 I・過不足納)」によれば、 保険料納付要件を満たしていることが認 められる。

## 5 本件障害の状態について判断する。

本件障害の状態は、腎疾患による障害 と認められるところ、これにより障害等 級1級及び2級に該当する障害の状態と しては、1級については、国年令別表の 9号に、「身体の機能の障害又は長期に わたる安静を必要とする病状が前各号と 同程度以上と認められる状態であつて、 日常生活の用を弁ずることを不能ならし める程度のもの」が、2級については、 国年令別表の15号に、「身体の機能の 障害又は長期にわたる安静を必要とする 病状が前各号と同程度以上と認められる 状態であつて、日常生活が著しい制限を 受けるか、又は日常生活に著しい制限を 加えることを必要とする程度のもの」が 掲げられている。

そうして、腎疾患による障害の程度に

ついては、認定基準の第3第1章(以下 「本章」という。)「第12節/腎疾患に よる障害」によれば、自覚症状、他覚所 見、検査成績、一般状態、治療及び病状 の経過、人工透析療法の実施状況、具体 的な日常生活状況等により、総合的に認 定するものとし、当該疾病の認定の時期 以後少なくとも1年以上の療養を必要と するものであって、長期にわたる安静を 必要とする病状が、日常生活の用を弁ず ることを不能ならしめる程度のものを1 級に、日常生活が著しい制限を受けるか 又は日常生活に著しい制限を加えること を必要とする程度のものを2級に該当す るものと認定するとされ、腎疾患による 障害で1級、2級に相当すると認められ るものの一部例示として、1級について は、「検査成績が高度異常を示すもので、 かつ、一般状態区分表の才に該当するも の」が、2級については、「検査成績が 中等度異常を示すもので、かつ、一般状 態区分表のエ又はウに該当するもの」が、 それぞれ掲げられている。なお、人工透 析療法施行中のものは2級と認定し、主 要症状、人工透析療法施行中の検査成績、 具体的な日常生活状況等によっては、さ らに上位等級に認定するとされている。 なお、検査項目の異常値の一部を示すと、 次のとおりである。

区分	検査	単位	軽度	中等	高度
	項目		異常	度異	異常
				常	
ア	内因性	mℓ/分	2 0	1 0	1 0
	クレア		以上	以上	未満
	チニン		3 0	2 0	
	クリア		未満	未満	
	ランス				
	値				
イ	血清ク	$mg \ / \ d\ell$	3以	5以	8以
	レアチ		上5	上8	上
	ニン濃		未満	未満	
	度				

	1	1日尿	g / 日	3.5g以上を持続
		蛋白量		する
		血清ア	$g / d\ell$	かつ、3.0g以下
ウ	2	ルブミ		
		ン		
	(3)	血清総	g / dl	又は、6.0g以下
	9	蛋白		

(注:「ウ」の場合は、①かつ②又は ①かつ③の状態を「異常」という。) そうして、本件診断書に基づいて、本 件障害の状態をみてみると、請求人は、 平成〇年〇月〇日を人工透析開始日とし て、週〇回、1回〇時間の血液透析を受 けていることから、2級に該当する。そ うして、さらに上位等級に該当するかど うかについてみると、長期透析による合 併症は「無」とされ、検査成績では、血 清クレアチニン濃度は7.22mg/dlと 中等度異常に該当し、臨床症状の自覚症 状には、食欲不振、他覚所見には浮腫、 アチドーシス、貧血、腎不全に基づく神 経症状、消化器症状があるが、人工透析 導入後の臨床経過は、「比較的安定」と され、一般状態区分表は「ウ 歩行や身 のまわりのことはできるが、時に少し介 助が必要なこともあり、軽労働はできな いが、日中の50%以上は起居している もの」と判断されていることからすると、 2級よりさらに上位等級に該当するとま

6 以上の認定及び判断の結果によると、 障害給付の請求を却下した原処分のうち、請求人に対し、障害厚生年金に関する部分は相当であるが、障害基礎年金に 関する部分は相当でないから、上記相当でない部分を取り消すこととする。よって、主文のとおり裁決する。

では認められない。